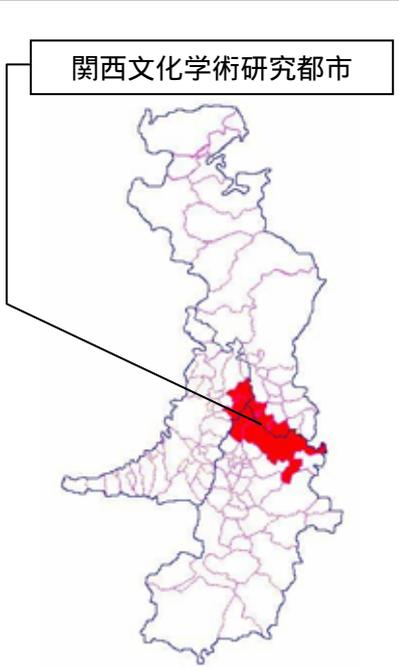


けいはんな学研都市知的特区

都道府県名：	その他	
申請主体名：	京都府、大阪府、奈良県	
区域の範囲：	関西文化学術研究都市の全域 （京都府京田辺市、精華町、木津町、大阪府枚方市、四条畷市、交野市、奈良県奈良市、生駒市）	

特区の概要： 近畿圏は、都市再生プロジェクトで「大阪圏における生活支援ロボット産業の形成」地域と位置付けられるなど、ロボット研究開発プロジェクトが推進されており、とりわけ同研究の先端地域である学研都市内の研究機関等ではネットワークロボット等の研究開発が重要な施策と位置付けられ、鋭意取り組まれている。今後、ロボットが障害者等を実際に公道で安全に誘導するためには、凹凸、段差のある公道での実証実験が不可欠であるが、道路交通法の規制がある。このため特区を活用することにより同実験が円滑に進むことが期待できる。

- 適用される規制の特例措置：**
- ・ 外国人研究者の受入れ促進
 - ・ 外国人の入国、在留申請の優先処理
 - ・ 外国人の永住許可の弾力化
 - ・ 公道におけるロボット歩行等実験の許可手続の円滑化

